

木曽川水系流域委員会の運営について

（主 旨）

木曽川水系流域委員会（以下「流域委員会」という）の議事を円滑に進めるために傍聴にあたってのお願いなどを定めたものです。

（傍 聴）

1. 流域委員会を傍聴される方は、会議場に入室する前に受付において「一般傍聴者受付簿」に必要事項を記入していただきます。
2. 会場内に傍聴者席を準備致しますが、会場の都合により満席の場合は入室をお断りすることがあります。
3. 傍聴者は会場内において、次の事項を守っていただきます。守っていただけない場合は、退室していただく場合があります。
 - ①委員への意見、言論への批判、賛否の表明、拍手などは遠慮願います。
 - ②意見等がある場合は、事務局にお申しで下さい。所定の用紙により意見等を述べることができます。いただいた意見等は、後日、委員へ情報提供するとともに、ホームページ等にて公表します。
なお、いただいた意見等への対応は、ふれあい懇談会での意見等と併せ、所定の時期にホームページ等で公表します。
 - ③私語、談論や機器操作等の雑音等が生じる行動は遠慮願います。
 - ④会議中の立ち歩きや、会場への出入りは極力遠慮願います。
 - ⑤携帯電話の使用は遠慮願います。
 - ⑥フラッシュライトや撮影照明等を使用した撮影は遠慮願います。ただし、冒頭の委員長挨拶までそれらを使用した撮影は可能とします。
 - ⑦会議内容の筆記、録音等は可能とします。
 - ⑧その他、議事の妨げとなるようなことは遠慮願います。
4. 流域委員会は原則公開で行いますが、非公開の決議がなされた時、または委員長が傍聴されている方に退出を命じた時は、傍聴できませんので、速やかに退出していただくことになります。
5. その他、傍聴される方は事務局の案内に従っていただきます。

（情報公開）

委員会資料及び議事録については、国土交通省中部地方整備局ホームページなどで公表としますが、貴重種の情報、個人情報保護法に抵触するもの等について非公表とする場合があります。